「マンガン及びその化合物」の管理濃度について

1 現状

- 「マンガン及びその化合物」は特定化学物質に指定されている。
 - ※作業主任者の選任、局所排気装置等の設置、**作業環境測定**、特殊健康診断の実施が義務付けとなる
- ・塩基性酸化マンガン (MnO, Mn₂O₃)は適用対象外だが、MnO₂は適用。
- ・主な用途 : ステンレス、特殊鋼の脱酸および添加材、アルミニウム、銅などの非鉄金属の添加材および溶接棒の被覆材用が主。化

学用は全体の5%前後。

管理濃度試料採取方法分析方法0.2mg/m³ (マンガンとして)ろ過捕集方法吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法

・**粒径は指定なし(総粉じん)**。測定ガイドブックではグラスファイバーろ紙(47mm径)、オープンフェース型ホルダーを用い、ローボリュームエアサンプラーで10~30L/minの一定流量で捕集と記載

2 見直しの背景

・ACGHI(米国産業衛生専門家会議)とEC欧州委員会科学委員会で、**粒径別のばく露限界値が勧告された**ことを踏まえ、平成28年8月より管理濃度等検討会において、マンガンの管理濃度について見直しに向けた検討を行っている。 〈参考〉

ACGIH (2013年 設定)	EC科学委員会(2011年 設定)
0.02mg/m³(レスピラブル)	0.05mg/m³(レスピラブル)
0.1mg/m³(インハラブル)	0.2mg/m³(インハラブル)

【用語解説】吸引性(インハラブル)、吸入性(レスピラブル)

国際基準であるISO 7708で 粉じんは、

吸入した場合の呼吸器への到達の程度に応じて

「吸引性粉じん(インハラブル)」

「咽頭通過性粉じん(ソラシック)」

「吸入性粉じん(レスピラブル)」

の3種類に分けられており、粒子は粒径が大きなものは鼻腔や咽頭で沈着するのに対し、粒径が小さいものほど肺胞といった呼吸器の深部まで到達します。

